

# 「地域を支える建設業検討会議」第41回全体会議 概要

## 1 日 時

令和2年12月16日（水） 10時30分～12時00分

## 2 場 所

長野保健福祉事務所 301～303 会議室

## 3 出席者

一般社団法人長野県建設業協会（以下、「協会」）

東日本建設業保証株式会社

長野県（建設部、農政部、林務部、会計局、企業局）（以下、「県」。ただし、建設技監は「座長」。）

## 4 あいさつ

### （1）田中建設技監（長野県）

- ・ 国は、本年度で終了する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後の取組について、来年度からの5年間を対象とした「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定した。事業規模は15兆円程度、国土交通省関係は9.4兆円であり、流域治水、道路ネットワークの機能強化、老朽化対策が追加で盛り込まれた。第3次補正予算が閣議決定され、5か年対策の初年度として公共事業費は2.8兆円の予算が生まれ、県としてもしっかりと取り組んでまいる。
- ・ 7月豪雨関係では、市町村含め418箇所、116億円の査定を受け、今後、本格的な復旧工事に取り組んでまいる。
- ・ これらの事業は、建設業界と一緒にしっかりと進める必要がある。災害もあり事業規模が大きくなり、特に5か年対策は事業費を確保しながら進めていくため、先を見据えた体制づくりや執行環境の整備が必要であり、課題解決に向けた意見交換を行ってまいりたい。

### （2）木下会長（一般社団法人長野県建設業協会）

- ・ 新型コロナウイルスの感染は拡大が続いているが、建設業は事業継続を求められる必要不可欠な産業に位置づけられている。我々が営業休止になると災害復旧のみならず、地域生活道路の除融雪や維持修繕がままならなくなる。各社の感染防止対策に加え、発症時等の工事継続体制の事前準備が必要な状況となっている。
- ・ 感染防止対策とともに、令和3年度も引き続き、週休2日制度をはじめとする働き方改革と、それを実現するための生産性向上に取り組んでまいる。
- ・ 令和元年度財務統計指標より規模の小さい企業の利益率が低迷しており、週休2日の取組のためにも来年度の課題の一つとなっている。
- ・ 生産性向上にはICT工事等が提案されているが、労働集約産業としては、安定的な

予算確保や発注・施工の平準化が鍵となってくる。

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、予防保全に加え、新型コロナ後の景気対策としてもその役割が期待されるところであり、地域経済の回復と雇用確保に対する責任を果たしてまいらる。
- ・ 災害復旧と重複して大変忙しい時期が続くが、確実に仕事を執行することで地域の安全・安心を支えるインフラを整備し、地域にお金を落として地域経済を支え、地域の期待に応えていきたい。

## 5 議 事

### (1) 県からの報告事項（県から説明）

- ① 令和2年度補正予算、令和3年度当初予算について **県資料1**
  - ② 入札制度の見直しについて **県資料2**
  - ③ 土木施設小規模補修工事等の包括民間委託の試行について **県資料3**
  - ④ 小規模補修工事当番登録の有効期限の延長について **県資料4**
  - ⑤ 見積を活用した予定価格設定の試行について **県資料5**
  - ⑥ 令和元年東日本台風災害復旧工事の進捗状況について **県資料6**
  - ⑦ 令和2年梅雨前線号災害の査定結果について **県資料7**
- ・ 各項目について、特に意見等なし

### (2) 協会からの要望事項等 要望事項 **協会資料No.1**

#### ① 公共事業予算の持続的・安定的な確保と県土強靱化の長期計画策定について

[協会] 近年、大規模自然災害が頻発している中であって、これら自然災害から国民、県民の安全・安心を守るためにも地域建設業の役割は、ますます大きなものとなっている。建設業が、将来に亘ってその社会的使命を果たしていくためには、安定的・持続的な事業量の確保が必要不可欠である。

長野県では台風第19号災害復旧工事、7月豪雨災害復旧工事をはじめ、国土強靱化予算による防災工事を施工中であるが、今後の工事施工及び次年度の発注に対しても十分対応できる状況である。

このため、公共事業費予算、執行について下記のとおり要望する。

- ① 令和3年度の公共事業予算についても持続的・安定的に確保するようお願いする。
- ② 社会資本整備の計画的推進と、防災・減災、県土強靱化の長期計画を策定し、予算を計画的かつ安定的に確保するようお願いする。
- ③ 予算の執行に当たり、更に平準化が進むようお願いするとともに、年度内に工事の完了が困難になることが判明した場合には、速やかな対応をお願いする。

[県] ① (R3 予算の持続的・安定的な確保)

- ・ 令和3年度は当初予算に加え、令和2年度補正予算が来年度の執行になるものが多いこと、東日本台風災害の復旧は最終年度、令和2年度災

害復旧は2年目であることからかなりの予算規模となる。確実な執行にご協力をお願いしたい。

② (予算の計画的かつ安定的な確保)

- ・ 第2期長野県強靱化計画を進めるなかで、「防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策」などの予算制度を活用し、計画的で着実な執行や前倒しを図ってまいりたい。

③ (平準化の更なる推進、年度内完了しないときの対応)

- ・ 予算執行方針を定め、組織で目標を共有し、平準化に取り組んでいるところ。引き続き、災害復旧を優先しつつ、平準化にも配慮して、計画的な発注に努めてまいる。
- ・ また、債務負担行為、早期契約制度、フレックス工期契約制度等を積極的に活用し、早期発注と施工時期等の平準化について、引き続き、取り組んでまいる。
- ・ 繰り越しについては、国との協議等に時間を要することから、工事が遅延する見込が判明した際には、理由などの整理のためにもできるだけ早く発注機関へ相談願いたい。現地機関へも伝えてまいりたい。

② 市町村における平準化の取組促進と改正品確法の全ての発注者への浸透について

[協会]

関東ブロック発注者協議会が公表された発注関係事務に関する2019年度調査で、工事の施工時期を平準化する取組に関して、県内市町村の平均値は件数、金額とも関東ブロック管内中最高となったが、比較的平準化率が低い自治体(平準化率0.5未満)もあるので、早期発注、国庫債務負担制度等を適切に活用して平準化の取組がさらに進むようご支援願う。

また併せて、改正品確法を含めて、新担い手3法の趣旨が全ての発注者へ浸透されるようお願いする。

[県]

(市町村における平準化の促進)

- ・ 令和2年10月の新担い手3法の施行に伴い、品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する目標指標として、5年後(令和6年度)の目標値が関東ブロック発注者協議会により公表される予定。
- ・ 各市町村の平準化率は0.5以上を目標に設定している。
- ・ 長野県域(県及び市町村)で基準値(R元)の平準化率は0.74であり、関東ブロックの平均0.68を上回っている。市町村目標0.5以上を確保しつつ、令和6年度は長野県域で0.75以上達成を目標としてまいる。

(新担い手3法の浸透)

- ・ 発注関係事務に関する目標指標は「①地域平準化率」「②週休2日対象工事の実施」「③ダンプ対策」「④予定価格の適正な設定」「⑤適切な変更設計」であり、県及び各市町村で5年後(R6)の目標を設定し推進してまいる。

- ・新担い手3法の推進を図るため「長野県発注者協議会」において、国・県の取組などについて情報提供等して浸透を図っている。
- ・また、令和元年度から“おでかけ技術管理室”を設け、直接市町村に出張相談を開始している。令和元年度は5市町村、令和2年度は3市町村(12月現在)で実施。
- ・品確法等に規定された発注者の責務については、全ての公共事業の発注者へ浸透するよう、引き続き情報提供等を行うとともに、市町村の取組について支援してまいる。

[協会] 各市町村で落札率が低いままのところがあるため、指導をお願いしたい。

[県] 15町村で低入札調査価格制度、最低制限価格制度の設定がないため、“おでかけ技術管理室”を活用して支援してまいる。

### ③ 入札・契約関係について

[協会] (1) 同種工事の実績について

現在同種工事の実績に関する受注希望型競争入札における基本要件及び総合評価落札方式における評価項目における同種工事の実績が「過去15年以内に公共機関等から発注された工事を元請したものがあること。」とあるが、この十数年間、県発注工事が減少し過去10～15年の実績を求められても実績の反映がされない。

各地域の実情が反映されるよう実績を過去20年くらいに延ばしていただくようお願いする。また、特殊工事は中小企業の受注機会が無いので、実績の無い会社に工事の機会を与えていただくよう、地域要件と工事実績の配点の検討をお願いする。

(南佐久・佐久、木曾、大北、更埴)

(2) 総合評価落札方式について

平成30年11月21日の第35回全体会議で、応札者数が5社未満と予想される場合、5社以上の場合と比べ、応札額を下げることで価格点を上げられる可能性が高く、入札全体の平均落札率を下げる事に繋がっていると思われるので、総合評価落札方式の趣旨を考慮し、「低入札価格調査基準価格」「失格基準価格」算定フローを見直し、90%未満の落札者が多い状況の改善を要望している。

令和元年4月から総合評価落札方式において、変動制の低入札価格調査基準を設けられ、又、同じく8月から失格基準価格を上げていただき、平均落札率も95%近くに上がってきたので、低入札は減ってきていると思われるが、5社未満の応札の場合の落札率を調査いただき、低入札が多い様であれば引き続きご検討いただくようお願いする。

[県] (1) 同種工事の実績について

- ・同種工事の実績は、現在の企業の施工能力を評価するものであるため、

対象期間の延長は信頼性を損なうことに繋がる。発注件数の少ないトンネルや特殊橋梁など特定の工種について対象期間を延長しているが、対象期間のあり方については工種の選定なども含め、慎重な検討が必要と考えているため、ご理解をお願いしたい。

- ・ 地元企業の受注機会の拡大と技術力の維持・向上を図ることを目的に「地域貢献等簡易型」を導入している。また、一定規模未満の専門性の高い工事において、入札参加要件としての同種工事の実績を緩和し、意欲ある中小企業の受注機会を確保する取組も行っている。取組状況を分析し、中小企業の受注機会の確保に努めてまいる。なお、特殊工事は、技術的難易度が高いことが想定されることから、一定の施工能力や施行実績が求められるものであると考えられるため、ご理解をお願いしたい。

## (2) 総合評価落札方式について

令和元年度の総合評価落札方式の平均落札率は94.6%、そのうち応札者が5者未満の平均落札率は95.2%、災害を除いた場合でも94.7%となっており、応札者5者未満の落札率は高い傾向が続いている。

ただし、落札率90(92)%未満の案件の発生割合は全体に比べやや高い状況にある。応札者数による算定方法の変更は、応札者によって形成される市場価格をもとに落札者を決定する方法を採用しているため、応札者が少ない場合は市場価格が反映されにくいことから、失格基準価格を固定しているところ。

入札動向、5者未満の応札の落札率などについては、引き続き注視してまいる。

## ④ 設計、積算について（交通誘導員について）

[協会] 下記の通り、今年も多くの支部で意見交換の中で取り上げられているので、引き続き交通誘導員に関する対応をご検討願う。

①交通誘導員の実勢単価と県の設計単価との乖離が非常に大きい。

(南佐久・佐久、上小、木曾、安曇野、大北、更埴)

②交通誘導員のキャンセル料の費用計上をお願いする。(松筑)

③交通誘導員の確保が難しい中、緊急を要する小規模工事については、社員による交通誘導の検討、及び現場にあった金額の計上。(松筑)

[県] ① 交通誘導員の労務単価は農林水産省及び国土交通省の公共工事設計労務単価に準拠しており、また、交通誘導員の労務費に係る共通仮設費、現場管理費、一般管理費についても計上しているのでご理解をお願いしたい。

② 交通誘導員のキャンセル料については、国や他県の状況等を調査し、検討してまいりたい。なお、現場の状況により、配置位置、日数、人数

が変更となる場合もありますので、積算と実際の配置で乖離が大きい場合は監督員と協議をお願いしたい。

- ③ 緊急を要する工事及び指定路線以外の工事については、社員による交通誘導（自家警備）も認めている。

また、労務単価は、公共工事設計労務単価に基づき決定しており、今後も国の動向に合わせて単価の見直しを行ってまいる。なお、交通誘導員に関する法定福利費（事業主負担分）、労務管理費及び現場作業に係る経費は、諸経費に含まれているため、ご理解をお願いしたい。

#### ⑤ 工事施工・品質管理・安全管理について（ワンデーレスポンスの促進について）

[協会] スタートした時に比べると改善されてきているが、監督員への協議回答に日数を要する場合や主任監督員・総括監督員の決済が1～2週間かかる場合等、依然としてある。回答の遅れにより、工事の経費増大、品質低下、事故危険の拡大に繋がる危険があるので、発注者の意思決定を早期に願います。また、職員の異動の際には事務引継を密に行っていただくようお願いする。

[県] ワンデーレスポンスについては、協議当日の回答を原則とし、即答できない場合には回答期日をお示しすることとしているところであるが、ご指摘いただいたことを踏まえ、再度周知徹底してまいる。

事務の引き継ぎについては確実に実施するとともに、施工者の皆様との情報共有も確実に行うよう指導してまいる。

[協会] 現場臨場は特別な場合を除いて、ウェブ活用をお願いしたい。また、契約事務の電子化の推進をお願いしたい。

[座長] 遠隔臨場等ICT活用推進については、11月補正予算で計上しているところであり、早い段階で環境の整備を図ってまいりたい。

### (3) 各分科会からの報告

(各分科会座長からの報告)

- ① 技術力の確保・向上分科会 分科会資料 No. 1
- ② 維持管理・危機管理分科会 分科会資料 No. 2
- ③ 施工・品質確保分科会 分科会資料 No. 3

### (4) その他

青年部会からの活動報告 協会資料 No. 2

- ・ 災害現場で活動する協会の姿をドキュメントにまとめ、12月30日にテレビ放映されるため、幅広く宣伝をお願いしたい。DVDにも収録し周知を図ってまいる。
- ・ 会員企業の技術者、技能者にアンケートを行った結果より、書類の簡素化を中心と

した意見交換を行ってまいりたい。

- ・ 若手の声がかかるよう工夫した広報誌「L I F E」改訂版を発行してまいる。

#### (5) 講評（東日本建設業保証株式会社 小池支店長）

- ・ 令和元年度財務統計指標決算分析を報告する。売上高営業利益率について、長野県総平均は平成 28 年度の 1.46%から令和元年度は 2.26%と年々好転しているが、東日本平均からは低い水準にある。
- ・ 売上高階層別にみると、1 億円未満のみマイナスになっている。東日本平均との比較では、5 億円以上 10 億円未満の階層では上回っているものの、その他の階層では下回っている。
- ・ 近年の営業利益率の上昇は、工事量の増加や失格基準価格の数度の上昇等の入札制度の見直しが功を奏したものと考えられる。しかし、東日本平均との比較では未だ低水準であるため、当該検討会議等における諸課題解決が今後必要と考える。

#### 6 閉会あいさつ（青木技術管理室長）

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定されており、いかに施工確保対策を図るかが一番の課題であると考えている。来年度も可能であれば災害時に適用した発注標準の特例、強靱化 J V（仮称）といった施工確保対策をしっかり打ち出してまいりたい。また、地域ごとの予算配分、発注計画を確認いただき、全体で取り組んでまいりたい。県側も遠隔臨場のための機器整備等に取り組む。
- ・ 経営環境改善は、落札率にとらわれず、適正価格の工事の受注が重要であると考えている。小規模・遠隔地・補修の工事は敬遠されがちであり、すなわち市場価格との乖離が存在すると考えられるため、発注者の人手不足のなかでも適正価格設定の反映に努めてまいりたい。
- ・ 担い手確保は、予算執行や早期復旧と対義になりがちであるが、週休 2 日、ICT を活用する体制が必要であり、受入れのベースかつ近道である。環境整備を図りつつ、親、女性、若者の全ての世代に向けて様々なメディアを使いながら地道に情報発信していくことが重要である。
- ・ 優良技術者表彰は、来年度に向けて発注者推薦方式等の制度改善を検討してまいりたい。

以 上